

○二松学舎大学における障害のある学生等への支援に関する方針

1. 理念

二松学舎大学（以下「本学」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本理念に基づき、本学に係るすべての者が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する大学の実現を目指す。

2. 障害のある学生等への支援の基本方針

理念実現のため、本学が障害のある学生等を受け入れ、修学等のための必要かつ適切な支援を行うため、次の方針を定める。

（機会の保障）

障害を理由に修学等を断念することがないように、修学等の機会を確保する。

（支援体制）

大学全体として支援体制を整備し、本学のすべての構成員が自覚を持って主体的・積極的に支援に当たる。

（情報の公開）

障害のある大学進学希望者や本学に在籍する障害のある学生等に対し、本学の受入姿勢や支援の方針を周知するとともに、広く社会に向けて公表する。

（教育方法等）

情報保障、コミュニケーション上の配慮、実質的に公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行う。

（施設・設備）

安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮する。